

## 国内居住要件について

健康保険法等の一部及び国家公務員共済組合法施行規則の一部が改正され、令和2年4月1日から被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有すること（日本国内に住民票があること）」（以下「国内居住要件」と言います。）が追加されました。

これに伴い、被扶養者を認定する際は、組合員へ認定対象者の住民票等の提出を求め、住民基本台帳に登録されているかどうかを確認します。

### ◇国内居住要件を満たす人

日本に住民票がある人 ⇒ 住民基本台帳に住民登録されているかで判断

### ◇国内居住要件の例外となる人

日本に住民票がなくても被扶養者として認められる者

次の表のいずれかを理由に被扶養者の認定申告をする場合は、従来の添付書類（生計維持関係・収入関係等）に加えて様式「【認定用】被扶養者申告書」の「海外特例要件」欄の該当する理由に○をしてください。

例外該当事由	添付資料の例
① 外国において留学をする学生	査証（ビザ）、在学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外へ渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	戸籍謄本、出生や婚姻等を証明する書類等の写し

注）確認書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

### ◇国内居住要件の例外とならない人

日本に住民票があっても被扶養者として認められない者

- ① 海外で就労しており、日本でまったく生活していないなど、日本国内に生活の基盤がないと判断される者
- ② 日本国籍を有さない人で、医療目的（医療滞在ビザ）で来日する人とその人の日常生活の世話をする者
- ③ 観光・保養を目的（ロングステイビザ）で来日している者

◇認定中で日本国内に住民票がなく「国内居住要件の例外」にも該当しない被扶養者について

**被扶養者の要件を満たさない**ため、速やかに**被扶養者認定の取消手続**を行ってください。

※令和2年3月31日までに被扶養者として認定されており、令和2年4月1日以降、日本国内に住民票がなくなっている者の取消年月日は、「令和2年4月1日」となります。

◇国民年金第3号被保険者に関する手続き

国民年金第3号被保険者についても国内居住要件が定められているため、手続きが必要です。

◇国内居住要件に関するQ&A

国内居住要件に関するQ&Aは[こちら](#)